

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により、次の大規模小売店舗の変更の届出について、縦覧に供する。この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、同法第八条第二項の規定により、縦覧期間満了の日までに知事に意見書を提出することができる。

平成二十四年七月三十一日

岡山県知事 石 井 正 弘

一 届出事項の概要

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 マックスバリュ備前店

所在地 備前市西片上字北一二七八ー三

2 届出者の名称、住所及び代表者の氏名

名称 DOWAホールディングス株式会社

住所 東京都千代田区外神田四丁目一四ー一

代表者の氏名 代表取締役 山田 政雄

3 変更事項

(1) 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名

DOWAホールディングス株式会社

(変更前) 代表取締役 吉川 廣和

(変更後) 代表取締役 山田 政雄

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の住所及び代表者の氏名

マックスバリュ西日本株式会社

(変更前)

住所 兵庫県姫路市北条口四丁目四

代表者の氏名 代表取締役 藤本 昭

(変更後)

住所 広島市南区段原南一丁目三一五二

代表者の氏名 代表取締役 岩本 隆雄

4 変更年月日

(1) 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名

平成二十三年六月二十四日

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の住所及び代表者の氏名

平成二十四年五月十五日

二 届出年月日

平成二十四年七月十三日

三 縦覧の期間及び場所

1 縦覧の期間

平成二十四年七月三十一日から同年十一月三十日まで

2 縦覧の場所

岡山県産業労働部経営支援課